

●学友会学生理事会規則

第一条

学生自治権に属する活動を円滑に行うため、学生理事会は次の各号に掲げる事項をその所管とする。

- 一 学友会総会に加盟し、又は加盟申請中である団体（教養学部の学生からなるクラスを含む。）が行う、学業、文化及びスポーツに関する自主的活動の支援
- 二 オリエンテーション委員会選出委員、駒場祭委員会選出委員、学生会館委員会委員、五月祭常任委員会選出委員及びオリエンテーション委員会監査委員の選出
- 三 駒場祭委員会監査委員、学生会館委員会監査委員、五月祭常任委員会監査委員及び諸団体費一括納入制度に関する協定第2条の2に定める会計決算を行う会計監査員の選出
- 四 学友会学生理事会の下位機関の構成に関する事項
- 五 総務担当者の人事に関する事項
- 六 特別委員会の設置・運営等に関する必要な決定
- 七 その他、学生の自治活動に属する事項についての協議、行動

第二条

- 一 学生理事会は互選により1名ずつ、議長及び副議長を選出する。ただし、議長と副議長を兼任することはできない。
- 二 議長及び副議長は理事から選出する。
- 三 学友会学生理事会議長及び副議長の再任は原則一回までとする。
- 四 議長は、理事会会議で決定した方針に基づき、学友会学生理事会及び理事会の下位機関の事務を総理し、監督する。
- 五 議長が欠け、又は事故あるときは、副議長が臨時にその職務を代行する。
- 六 議長は、副議長にその職務を一時的に委任することができる。
- 七 副議長は、議長を補佐し、業務の円滑な進行を助け、必要に応じて議長の業務を代行する。

第三条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。